

令和3年

9月農業委員会総会議事録

■日 時	2021年（令和3年）9月14日（火）14：30～14：50	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（12名） 1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 10 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人 [欠席委員] 計（1名） 10 飯阪 保 [事務局] 計（3名） 中塚 好一 富永 利幸 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について 報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>皆様、お疲れのところ申し訳ないです。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年9月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は12名でございます。欠席の旨、連絡のありました委員は飯阪保委員です。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の議事録署名人は、8番、岡田如弘委員、9番、福本敏行委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>9月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第4号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 1 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、番号 1、福瀬町の物件について、事務局、説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は田 1 筆、面積は 9 2 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 0. 1 km、徒歩で 1 分の距離に位置しております。

譲受人はトラクター等を保有しており、農業従事日数は 2 0 0 日で 3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法などについては、周辺の防除基準に従いますとのことです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、野菜栽培されており、譲渡人・譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

本件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。

異議がないということで、議案第 1 号、番号 1 については、許可することに決定いたします。

議案書 4 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用 2 件に関する申請を、別紙のとおり定めるものといたします。

議案書 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、番号 1、福瀬町の物件について、事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は福瀬町で、地目は田1筆、面積は3.3㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連担している農地であるため、3種農地と判断いたします。

転用目的は、住宅の一部で、昭和54年に隣接する福瀬町44番2に農地法第4条にて自己の居宅を建築しましたが、一体利用している土地の申請が漏れていたことが判明したため、始末書つきにて申請するものです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在、住宅地の一部と見られる。申請地を転用することによる周辺農地及び水路などへの影響はない。申請者に確認したところ申請内容に間違いなく、許可後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。

本件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案第2号、番号2、春木町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で、地目は田2筆、面積は合わせて861㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断いたします。

転用目的は、露天資材置場で、申請人は一般建設業を営む法人からの要望により、建材ブロック、U字溝、水道・排水パイプなどの露天資材置場を設置するものです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在、作付されておらず遊休農地である。申請地を転用することによる周辺農地及び水路への影響はない。申請者に電話にて意思確認したところ、申請内容に

間違いなく、許可後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、番号2については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画1件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、番号1、東阪本町の物件について、事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は東阪本町で、地目は畑1筆、面積は565㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手に意思確認いたしました。貸手は貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第3号、番号1については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書 8 ページ、報告第 1 号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約 1 件に関する通知を、別表のとおり確認するものといたします。

9 ページを御参照ください。

議案書 10 ページ、報告第 2 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況 1 件について、別表のとおり確認するものといたします。

11 ページを御参照ください。

次に、議案書 12 ページ、報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 3 件を、専決により受理しましたので報告いたします。

13 ページを御参照ください。

議案書 14 ページ、報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定 1 件、所有権移転 2 件を専決により受理しましたので報告いたします。

15 ページを参照してください。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

次に、報告案件・その他の案件について事務局から報告願います。

事務局。

事務局

その他案件といたしましては、8 月 23 日から農地パトロールについて、御参加ありがとうございました。

また、10 月 26 日開催予定の泉北地区農業委員会大会につきましても、出欠につきまして既に御回答いただいております委員さんもおられますが、まだの委員さんにおかれましては、出欠の確認を事務局までお願いいたします。

以上でございます。

会長

報告のとおりです。

また、パトロールについては、暑い中御苦労さまでした。

それと今言いました 10 月 26 日の関係につきましては、またよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員